

株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングスと称し、英文では VITAL KSK HOLDINGS, INC. と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、次の業務を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 医薬品、再生医療等製品、毒物、劇物、麻薬、試薬、工業薬品、輸血用血液、医薬部外品、その他の化学工業薬品等の販売、製造、加工並びに輸出入
- (2) 医療用消耗品、衣料用繊維製品、衛生材料、衛生雑貨、防疫用薬剤及び資材、酒精含有飲料、飲料品、食品、食品添加物、乳製品、日用雑貨品、香料、化粧品、農薬、動物薬、動物用医療機器、公害処理剤、農業用資材、肥料、園芸用品、飼料、飼料添加物、種子種苗、農産物、水産食品、畜産食品の販売、製造、加工並びに輸出入
- (3) 医療機器、医療用具、介護用品、福祉用具、健康用機器、度量衡計量器、写真材料、通信機器、家庭用電気器具、空調機器、理化学機器、事務機器、家具調度品、寝具、スポーツ用品、畜産用機材、畜産プラント用機器、医療用高圧ガス等の販売、修理、レンタル、リース及び保守管理、輸出入並びにそれらの仲介
- (4) 薬局の経営
- (5) 放送業務一般
- (6) 医療関連の映像著作物の企画・配給・貸与及び輸出入
- (7) コンピュータによる受託計算業務、情報の提供
- (8) コンピュータソフトウェアの企画・制作・販売・貸与、輸出入及び保守・運営管理業
- (9) コンピュータハードウェアの開発・販売・貸与・輸出入及び保守・運営管理業
- (10) 情報システムの設計・開発・保守・運営管理及びコンサルティング業
- (11) 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与業務
- (12) 医療及びマルチメディアに関する調査分析及びコンサルティング業務
- (13) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理
- (14) 駐車場の経営

- (15) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務並びに自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業
- (16) 経営コンサルティング業
- (17) 医療機関内における上記(1)及び(3)の物品の管理並びに配送及びこれらの受託
- (18) 医療に関する情報の収集及び提供
- (19) 各種イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業
- (20) 放送番組、広告、宣伝に関する企画、制作業務、広告代理業
- (21) 放送・通信・出版物を利用した通信販売業及びその斡旋並びにその企画
- (22) 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等に関する在宅サービス事業
- (23) 介護保険法にもとづく居宅介護支援事業に関するケアプランの作成及び市町村に対する福祉サービス利用の申請、指定居宅サービス事業者との連絡調整、保険・医療サービス提供機関との契約並びに介護保険施設への紹介業務
- (24) 老人福祉センターの管理運営
- (25) 有料職業紹介事業
- (26) 自動車運送取扱事業
- (27) 倉庫業及び貨物自動車運送業
- (28) 臨床、理化学検査及び衛生試験の受託
- (29) 労働者派遣事業法にもとづく一般労働者及び特定労働者の派遣事業
- (30) 薬剤師、医療医薬品等の営業部員等の人材教育、育成、研修、能力開発の企画及び実施
- (31) 医療保険請求事務の代行並びにこれに関連する教育、研修事業
- (32) 医療機関、薬局向け医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の共同購買受託業務
- (33) 医薬品の試験、検査又は研究に関する助言及び情報の提供
- (34) インターネットを利用した医薬品、医療用機材、医療消耗品及び医療機器の電子商取引及び決済処理の請負
- (35) 特定電子認証業務
- (36) 家畜の診療、家畜の生産及び販売
- (37) 建築並びに内装工事の設計、施工、監理、請負及びコンサルティング
- (38) 防災システムの設計、施工及び付帯機器の貸与並びに販売
- (39) 産業廃棄物処理機器の設計、制作販売及び資源再利用のコンサルタント業
- (40) 病院、ビル住居などの施設の害虫駆除、殺菌消毒、清掃作業、給排水設備の洗浄作業等の環境衛生管理の受託業務

- (41) 水質汚濁の防止業務
- (42) 宝石、貴金属、装身具の販売及び仲介
- (43) キノコ類、青果物の栽培の指導及び販売
- (44) ゴルフ会員権の売買及びその仲介
- (45) 広告物、出版物、印刷物の企画・制作・販売及び輸出入業務
- (46) 自動車の販売、賃貸借及び修理
- (47) 古物商
- (48) 上記各号に附帯関連する一切の事業

2 本会社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関の設置)

第4条 本会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、230,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 本会社は、取締役会決議によって市場取引等により本会社の株式を取得できる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の単元未満株主は、会社法第189 条第2 項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合において本会社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、本会社は前項の請求に応じないことができる。

(株式取扱規程)

第11条 本会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り若しくは買増し、届出の受理その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社においては、これを取り扱わない。

第3章 株主総会

(基準日)

第13条 本会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 本会社は、前項に定めるもののほか、株主の権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告し、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

(招集の時期)

第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、代表取締役（代表取締役が複数ある場合には取締役会が定めた代表取締役）が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。

2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 本会社は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第24条 取締役会は、代表取締役（代表取締役が複数ある場合には取締役会が定めた代表取締役）が招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。
- 3 本会社の取締役会の決議は、取締役（決議につき特別の利害関係を有する取締役を除く。）の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 4 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定契約)

第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(相談役及び顧問)

第28条 本会社は、必要があるときは、取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

2 本会社の監査等委員会の決議は、監査等委員（決議につき特別の利害関係を有する監査等委員を除く。）の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得たうえ、代表取締役が定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

第36条 本会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

- 2 本会社は、前項に定める事項の決定を株主総会の決議によつては行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 本会社の期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されな
いときは、本会社はその支払の義務を免れる。

2 前項の未払配当金に対しては、利息を付さない。